

# 平成 24 年度 事 業 計 画 (案)

(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

## 第一 基本方針

新公益法人制度への対応を最重要課題と位置づけ、全法連の「全ての会が公益法人を目指す」という基本方針に則り、認定に向けた申請作業に取り組むこととし、平成 24 年度内に申請を終えることを目標とする。

なお、今回の公益法人制度改革を法人会本来の理念と活動に立ち戻る機会と捉え、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きつつ、組織及び財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、「魅力ある法人会」として地域社会との「共生にも配慮しつつ、諸施策に取り組む。

## 第二 主な事業活動

### 1 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

#### (1) 税制改正への提言

我が国においては、東日本大震災の被害から早急に復興を果たし、低迷する景気を回復基調に乗せることが優先課題となっている。加えて、財政の再建と持続可能な社会保障給付の安定財源の確保について改革の道筋をつけていくことが求められている。また、人口減少と超高齢化社会およびグローバル化の進展など、経済社会の構造変化にも対処していく必要がある。

このため、地域社会の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努める。

#### (2) 税の啓発活動・租税教育活動

次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育及び租税教室の拡大・充実を図る。

青年部会は「租税教室への講師派遣」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」に対する取り組みを重点施策と位置づけ積極的に推進する。

また、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。

#### (3) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、各種の研修会を開催するとともに、研修内容に応じた有効な教材の作成配布を行う。

#### (4) 税に関する広報の充実

広く市民に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するためのPR活動など、会のホームページを中心に、各種媒体を利用した税関連広報を実施する。

### 2 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

地域における経済社会環境の改善及び活性化に資する事業として講演会等の実施又は支援

等を積極的に行うこととする。

また、社会貢献活動の一環として、「AED（自動体外式除細動器）」の公共施設等への寄贈を継続して実施する。

### 3 法人会活動を活性化することを目的とする事業

#### (1) 組織の強化・充実

イ 公益性拡大の観点から加入率 60%以上を維持することとし、会員増強に努めるとともに、会員の退会防止にも努める。

ロ 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を、「会員増強月間」と定め、役員を中心に積極的な会員増強に取り組む。

#### (2) 広報活動の充実

法人会の知名度の向上、活動内容の周知等に加えて会員増強を図るため広報活動の充実に取り組む。

このため、従来の広報に加え、昨年リニューアルしたホームページを最大限活用した広報活動を展開する。

#### (3) 青年部・女性部の充実

##### イ 青年部会

「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実に努める。

部会活動の大きな柱である「租税教室」への講師派遣、及び「部会員増強運動」については、より積極的な取り組みを図る。

##### ロ 女性部会

「女性部のあり方（指針）」に沿って、法人会活動の充実・活性化に努める。

税の啓発活動の一環である、市内の全小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施するとともに、内容の充実に努める。

#### (4) 法人会会員の福利厚生向上に資することを目的とする事業

イ 会員企業の保険に対する意識の変化をはじめとして、法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増しているが、引き続き取扱三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と充実を目指すとともに、併せて法人会の財政基盤の安定化に寄与する。

特に、福利厚生制度の中核を占める経営者大型総合保障制度については、紹介キャンペーンの推進により加入率の更なる向上を目指して、厚生委員会、青年部会・女性部会との連携を強化し、制度の推進に注力する

重点推進制度	① 経営者大型総合保障制度	大同生命保険㈱・A I U保険会社
	② ビジネスガード	A I U保険会社
	③ がん保険制度他	A F L A C

##### ロ 支部別新規加入企業の目標設定及び表彰

目標件数を15社とし、支部別の目標は会員数（24年3月末）を基準として設定し、目標を達成した支部には感謝状及び報奨金を贈呈する。

(5) その他

e-Tax の利用促進については、「役員の 100%、会員の 70%利用」を目標に、その達成に向けての積極的な取り組みを行う。

(6) 西条税務署関係団体女性部協議会(仮称)の設置について。

